

市庁舎整備に関する調査特別委員会 (第2回) 会議録

会 議 年 月 日	平成 25 年 1 月 16 日 (水)		
開 会	午後 2 時 11 分	閉 会	午後 3 時 40 分
場 所	6 階 全員協議会室		
出 席 委 員 (9名)	委 員 長 中西照典 副委員長 吉田博幸 委 員 椋田昇一、寺坂寛夫、伊藤幾子、桑田達也、下村佳弘、 有松数紀、橋尾泰博		
欠 席 委 員	なし		
事 務 局 職 員	局次長：勝井節朗、議事係長：蜂谷知哉		
出 席 説 明 員	総 務 部 長 : 羽場 恭一 庁 舎 整 備 局 長 : 亀屋 愛樹 庁 舎 整 備 局 次 長 : 中島伸一郎 庁 舎 整 備 局 長 補 佐 : 竹内 一敏		
傍 聴 者	なし		
本日の会議に付した事件	別紙資料のとおり		
備 考			

午後2時11分 開会

- ◆中西照典 委員長 はい、それでは市庁舎整備に関する調査特別委員会、第2回の開催をいたします。早速審議に入りたいと思いますが、まずは庁舎整備局長より御挨拶をいただいた後に、初めての会ですので出席されている庁舎の執行部のそれぞれの自己紹介をしていただきたいと思います。じゃ、よろしくお願いします。まずは部長からしてもらいますか、お願いします、はい。
- 羽場恭一 総務部長 はい、失礼をいたします。総務部長の羽場でございます、どうぞよろしくお願いいたします。庁舎整備につきまして、先ほども常任委員会の方でもお話をさせていただきましたが、執行部の方にバトンタッチというか、ボールを投げられたということで、執行部の方としていろいろと考えておるところでございまして、今回提案させていただいております条例案、また予算案こういうもので早期の解決と言いますか、いくところにはいかなくては市民に対して無用の混乱と言いますか、市民にとって1つもプラスにならない、防災、まちづくり、いろんな観点からいって1日も早い方向性を出したいというふうに考えておるところでございまして、議会の議員さん方と一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願いをいたします。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 庁舎整備局長の亀屋でございます。今、総務部長の方が申しましたとおり、この庁舎整備にあたりましては今回執行部の方で、方向性について検討していくということで、新たに今回市庁舎整備専門家委員会を設置しようじゃないかということで、今回条例提案をさせていただきました。その内容について、この。
- ◆中西照典 委員長 まず初めに、ちょっとその出席者の局長からでいいから。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 わかりました。はい。隣におります次長の中島でございます。この1月16日、今日付けで、中心市街地整備課の方から異動になってまいりました中島次長でございます。右隣が局長補佐の竹内でございます。はい、じゃあよろしく申し上げます。
- ◆中西照典 委員長 じゃあ、着席して説明してください。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 そうしましたら、条例案につきまして、中島次長の方から説明させていただきます。
- ◆中西照典 委員長 はい、じゃあ中島次長。

議案第2号鳥取市庁舎整備専門家委員会条例の制定について（説明）

- 中島伸一郎 庁舎整備次長 はい。じゃ、失礼させていただきます。皆さんのお手元にお配りさせていただいております、臨時議会の付議案の方を、1ページをお開きいただきたいと思います。これは先ほど局長が申し上げましたけども、鳥取市として鳥取市庁舎整備にあたり専門家委員会を選定するために条例を制定するものでございます。また、中身につきましては、皆さんの方のお手元にお配りしています説明資料でも詳細を説明させていただきたいと思います。条例につきましてはここにありますように第1条の設置から第2条の所掌事務、第3条の組織等々ありまして、第9条までございます。ただ、内容につきましては、このもう1枚の方で説明させていただきますので、御覧いただきたいと思います。

はい、すいません。目的でございます。市議会が選挙肢として示されて、昨年5月20日の住民投票で選ばれた現本庁舎耐震改修及び一部増築案が実現できないことが明らかになったということ、また昨年12月20日の市議会調査特別委員会の方で報告されております。しかしながら、整備の方向性については示されなかったということがございました。市としましては、この結果を踏まえまして、市民の意向を改めて踏まえて、市庁舎の整備を進める必要があると考えております。そこで鳥取市庁舎整備の専門家委員会を設置しまして、これまでの調査検討

の結果や議論の経過を踏まえて専門的立場から客観的な視点で庁舎が果たすべき役割及び機能並びに市庁舎整備の基本的な方策、あるいは効果などについて必要な調査及び審議を行っていただきたいというふうに考えております。

それで、2番目としまして委員構成でございますけれども、建築であるとか、防災、市民サービス、あるいはまちづくりなどの各分野の専門的な学識又は経験を有する者で構成、これは8名以内を想定しております。また、他都市でこういった庁舎整備に携わった専門家のかたも招いてということも考えております。3番目にこの委員会の進め方でございます。3項目掲げております。まず1番目に、会議運営の確認を行いたいと思っております。これまでの調査検討の結果や議論の経過を確認するということはとても大事なかと、それと市庁舎の現状の確認ということも必要と考えております。また、今後の進め方、論点の整理の方法を確認しながら進めていきます。さらには、市民への周知、意向の反映等についても議論をしていこうと考えています。それで、2番目としましては、市庁舎の果たすべき機能・役割、これは条例の第2条の所掌事務でも掲げてございますけれども、以下にありますように防災であるとか、市民サービス、まちづくり、環境対応その他等についての基本的整理を行っていただこうと考えております。それで3番目といたしましては、これも第2条の所掌事務にもございますけれども、市庁舎整備の基本的な方策及び効果について議論・検討を行っていただきまして、ここに括弧にございますけれども、方策が複数になる場合もあるかもしれません。検討していただきまして方策を取りまとめたいただこうというふうに考えております。

それで、4番目のスケジュールでございますが、この度承認いただきましたら、7月中に鳥取市庁舎整備専門家委員会を設置しまして調査審議を行いたいと思っております。併せまして、この1月から5月ですけども、この専門家委員会で審議した内容を市民の皆さまにわかりやすく情報提供を行うと、行いながら意向の反映もさせていきたいと考えております。最後に6月中には整備方針の決定を行いたいというふうに考えております。こういった中身を条例制定の内容としてございます。以上簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきます。

議案第2号鳥取市庁舎整備専門家委員会条例の制定について（質疑）

- ◆中西照典 委員長 はい、それでは説明いただきましたが、これより質疑を行います。質疑があるかたは順次挙手のうえ、お願いします。はい、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 はい。市長の提案説明及び2人の議員からの質疑を聞いて、そしてあと、総務委員会ですね、こちらの方もちょっと傍聴させていただきまして、端的に聞かせていただきます。この専門家委員会っていうのは、結局何でもありの委員会ということで理解してよろしいでしょうか。それで何でもありっていうのは、元々新築移転ということで旧市立病院跡地ということが検討されていましたが、そのことも、何て言いますかね、検討の、検討に含まれていくというふうに理解していいのか、そういう意味では何でもありの専門家委員会なのかどうか、確認をさせてください。
- ◆中西照典 委員長 はい、亀屋庁舎整備局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 運営にあたりましてはここでも上げておりますように、こういうものを調査検討の結果、議論の経過を確認ということを行います。これは何かと言いますと、住民投票後の第3次ですか、4次の、3次の特別委員会、そちらの結果、ここまでが経過として、専門委員会の中に報告を確認をいたします。それをしたうえで、市庁舎の現状確認と今後の進め方というところでございますけれども、ここで、じゃ、どの方法を検討してもらうという姿に捉われず、今まで議論されておりましたその機能・役割について、特に防災・市民サービスとあります、福祉も関係ございます、そういった観点から新ためて庁舎というものが、どういふものが必要なのかということを議論していただいて、それを論点整理していただく、

そこで改めて（聞き取り不能）いただくということで、とりはからっておりますので、ですからこの案を基に議論してもらおうという、固定観念に捉われず専門家委員会の中で議論していただくようにしたいと思います。

◆中西照典 委員長 伊藤委員。

◆伊藤幾子 委員 固定観念に捉われずに議論していただくということであれば、本当にまっさらの状態での専門家のかたたちにはいろいろ検討してもらおうということなわけですよね。そういうふうに私は理解するんですけども、そうすれば本当に何が出てきてもおかしくはない委員会だなあと私は理解をしているんですけど、私の理解であってるのかどうか、間違っていたらお教えください。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。あの。

◆中西照典 委員長 挙手を願います。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。これにつきましては、1つの案に絞ってやるわけではございませんので、返ってくる内容につきましても、これは1つに限らず複数プランとして上がってくるということも考えられます。

◆中西照典 委員長 はい、その他に。椋田委員。

◆椋田昇一 委員 まず、執行部にですね、私の基本的な考え方が間違っと思ったらいけませんので御説明いただきなどで教えていただきたいんですが、市庁舎整備の事業を進めていくときの基本スケジュールということでね、それで私がこれまでお聞きしてきているのは、まず基本方針というものを定めるんだと、これが第1段階だと。それで、第2段階は基本計画を作るんだと、それで第3段階は基本設計を作るんだと、第4段階は実施設計を作るんだと、そして、第5段階いよいよ建設工事にかかっていくんだと。基本的なスケジュールと言いますか、としてはこういうものだというふうに、今までお聞きしてきたように思いますし、そのように理解しているんですが、まずその点については間違いがないかどうか、御説明いただけますでしょうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。今、椋田委員がおっしゃるとおり、方針から工事までのスケジュールとしましては計画・設計こういう道筋で進んでいくものでございます。

◆中西照典 委員長 はい、椋田委員。

◆椋田昇一 委員 それでは関連して、では今回この執行部が提案されている、この専門家委員会での検討等ですね、これは今の基本スケジュールの中のどこに位置しているものなのか、その点を御説明いただけますか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 この部分につきましては、基本方針と基本計画を併せ持ったかたちになってくると思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 それについても議論があるところかもしれませんが、一応それを踏まえて、本会議での質疑もそうでしたし、私、先ほどの総務企画の委員会の傍聴もさせていただきましたが、言葉が非常に躍っておってね、皆さん言うておられるのがわかりにくい。うん。特に市民にはわかりにくいと思いますけれど。例えばですね、目的のところ、この配布の説明資料にもありますが、方向性、整備の方向性という言葉が出てくる。それで、今度はその方策、効果のところでは、先ほどの総務企画委員会では方策の取りまとめという言葉と説明と併せてプランを策定していただくというね、プランの策定というふうに執行部おっしゃいました、中島次長でしたかね。それで、それについては先ほどもありましたが、複数かもしれないという言い

方や複数案出していただくことになるという、少し断定的な言い方や、複数案になると思われるがというような、発言のときどきですね、微妙にニュアンスが違っていたと思いますけれどもそういうことがある。それで、このスケジュールのところには、この説明資料にもありますが、整備方針の決定、整備方針とこういうふうに出てまいります。それで、そういうことを見ますときに、どう言うんでしょう、このスケジュールのところの整備方針というのは、いわゆるその基本方針と基本計画を併せ持ったいわゆる方針ということで先ほどの説明をちょっと理解していいのか、ちょっとそれぞれの言葉が躍っておって非常にわかりにくいので、今申し上げました方向性だとか、プランだとか、整備方針だとか、ちょっとそれぞれちょっと御説明いただけますでしょうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほどからちょっと言っておりますが、この専門家委員会、専門家委員会の中に委ねていく内容というのは、市の方が方向性を詰めたこういう原案を基に審議していただくというスタイルは取らないということは、先ほどから申しております。ですから、今までの議論の経過、こういったものを踏まえて、執行部といたしましてはこの今回の住民投票で行われました結論、こういったものを皆さん専門家委員会のかたに議論していただいた上でということですから、結果としてどう上がってくるということは複数になるのか、1本で示されてくるのかということとはちょっと断定できないところでございます。それで、プランと言いますのは、いわゆる基本計画的なものに近いそういった内容のものを挙げていただくという考え方でありますので、それが複数になるのか、単発になるのかということの違があると思っております。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 じゃ、その方策・効果のところでは表現されているプランというのは、基本計画に近いものプラス複数になるかもしれないし、どうかかわらないと。それから、じゃ、スケジュールのところの整備方針というのは、最終的ないわゆる基本方針及び基本計画という意味合いの整備方針と、これを意味しているというふうに理解したらいいでしょうか、もう1回このあたりお願いします。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。最終的な6月においては執行部として基本計画に近い方針というかたちでまとめ上げる、こういったものを決定していく。そういう考え方でおります。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 ちょっと何回もすみませんが、関連するんでもう少しだけお許しいただきたいと思っております。そうしますと基本計画に近い方針を定める整備方針だと。そうすると基本計画そのものは次のステップのものになっていくとこういう考えですか、いかがでしょう。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。次のステップは、次は基本設計も当然絡んでくると思っておりますので、ですから、基本計画と基本設計こういったものを併せて次のステップに入っていく。ただし、方針の中でも基本計画に近いものまで考えていくと、ちょっとダブるところあるかもわかりませんが。そういう考え方で。

◆中西照典 委員長 はい、椋田委員。

◆椋田昇一 委員 はい。ちょっと関連することとしては最後にしたいと思っておりますが、先ほど、総務企画委員会のところで、コンサルへの委託料のことに係わるその質疑の中で、やっぱりここでも調査をコンサルに何をやらせてもらうのかっていうことで調査ということと、計画策定とこういうことをおっしゃいました。この計画策定っていうのは何なんでしょうか。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほど言いましたプランですね。ですから、基本計画に近い方針、方向性を示されたものという考え方でございます。

◆中西照典 委員長 はい。じゃ、他に。はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 質問をする前に、まず委員長の方に1つ御提案を申し上げたいんですが、今日はこの専門家委員会の設置についての条例案を検討するわけでございますから、その結果が出た折に、今日実質的な第1回目の第4次の市庁舎特別委員会の初会合みたいなものですから、やはりこれから専門家委員会の方の協議の内容も逐次特別委員会の方に提案されてくるでしょうし、我々特別委員会もそれを受けて、いろいろ議論していかなければならないという関係にあるわけでございます。その中で、やはりこの鳥取市議会の特別委員会というのは、やはり独立した委員会であるということで、決して専門家委員会の追認をする特別委員会であってはならないというふうに私は思っておりますので、やはりこの特別委員会の目的とか、使命というものをこの我々今日9名で組織をしておるわけですから、やはりその出発点のこの特別委員会の一番の目的というか、そこを条例案を採決した後で、もう一度各委員で確認を取っていただけたらというふうに思います。

それから、執行部の方にちょっとお伺いをしたいんですが、今日質疑を聞かせていただいております、それからまた今の説明を聞いておいて、やはり私の率直な思いからすれば、鳥取市の執行部側にこの市庁舎問題に対するその基本的な考え方っていうのが、非常に思いが我々に伝わってこない、言えば専門家委員、あるいは議会の特別委員会、あるいは市民の判断に委ねるっていうようなことにしか聞こえてこないというふうに思いますので、もう一度わかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います、鳥取市の考え方ですね。それで、質問に入らせていただきたいと思いますが、今日はこの専門家委員会の条例案をやっておるわけですが、委員がまず8名ということになっておりますよね。それで、今回の場合は専門家委員会ということでございますが、言えばこの条例案を検討する上で本当にどのような専門家8名をリストアップされて、この度の条例案の制定について提案をされるのか、言えばどのような専門分野のかたが委員として8名おられるのか、できましたら専門家委員のメンバー表、これを出していただきたいし、このかたはこの分野の専門家であるという御説明もいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどからずっと説明を聞いておまして、私も第3次の特別委員会の委員長を拝命しておったわけですが、この7カ月間の間に議会として住民投票をかけたという重い責任があるということで、言えばこの整備計画に向けての一定の方向性を提案をするという思いで向かっておったわけですが、実質的にはこの住民投票にかけた2号案の検証作業しかできなかった。言えば検証結果を受けてその報告をとりまとめるのが精一杯だった。言えば、そういう任期の関係もございまして一定の方向性というものが示されなかった。そのことについて、鳥取市長の方のマスコミ報道によると、方向性が示されなかったと、非常に、言えば残念だというコメントをしておられるわけでございますけれども、その部分で議会の特別委員会と執行部側の考え方が違うというところがあるわけですが、お話を聞いておりますとなんか今までの議論をスタートの時点に戻すようにしか、私共には聞こえないわけですよ。これがただ単に今日までずっと議論をしておったということであるならば、私は当然それも執行部の説明として、一理あるのかなとは思いますが、現実にはこの市庁舎問題については、市民運動も起こり、5万人を超える署名も出、それをいったん議会は否決をして。

◆中西照典 委員長 橋尾委員、簡潔に質問してください。

◆橋尾泰博 委員 はい。できるだけ簡潔にしたいと思いますが、やはり一連の流れも執行部に確認しておかないと、私はこの4次の特別委員会の使命っていうものもあるかと思っておりますので確認したいと思いますが、議会が住民投票をかけた。そして、本来は議会が決定すべき事項

であるのに議会で決定することができない、それを主権者である市民のかたに最終判断をいただく住民投票を実施をした。その結果に基づいて第3次の特別委員会は、この住民投票にかけた2号案というものを検証したということであって、けして、元に戻るような議論をこの7カ月間しておいたわけではないわけでありまして、そこの考え方と執行部の、先ほどもずっと質疑並びに先ほどの説明を聞いておりますと、かなり大きな意見の違いがあるように思っております。言えば住民投票を実施をした重みというものを執行部の皆さんがたはどのように考えておられるのか、まずその点を、お伺いをしてみたいと思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 まず、専門家委員会の8名予定をしているということで、分野についてまだ正式に決定をしておりませんので、どういった分野かというレベルでしか、お話はちょっとさせていただけないかとは思いますが、学識の経験者、学識者につきましては地域防災計画等の防災面での学識経験者、それから行政評価等の専門の学識ということ。それから建築分野、建築分野の学識のかた、それから経験者としましては行政のOB、それから、福祉関係ですけれども福祉関係の経験者のかた、それからまちづくり経済等というジャンルで分野に分かれております。

それと、もう1点でございますけれども、この住民投票の重みということであげられましたけれども、この住民投票した結果、その検証結果というものが、特別委員会で報告されました。これについては現本庁舎及び耐震改修一部増築案、これについては住民投票に委ねた内容が実現できないということが明らかであったということは、特別委員会で皆さん御存じのとおり、皆さんの同意のもとに検証結果というものを報告されたと思います。

ただし、その後のどうすればいいのかという方向性については、今特別委員会の中では方向づけとしては示されなかったということに基づいて執行部としては、先ほども言いましたように、その住民投票の結果、そこまで、検証結果までを含めて、これまでの検討内容、議論の経過こういったものを総合的に専門家委員会の中で議論していただく、さらには新たなものとして、その機能面について市庁舎が果たすべき役割というものはどういうものが必要なのかということも議論していただくと。これについてはもうすべて専門家委員会のかたにお任せするというところで話は進めていこうと思っております。以上です。

◆橋尾泰博 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 私がこんな質問を局長の方にするのは、これは失礼な質問かも知れませんが、あえて確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、住民投票にかけたのは市立病院跡地に新築移転、それから、現在地での耐震改修一部増築案、これを〇×式で書きましたよね、それで市民の皆さんには情報提供ということで比較検討表というものを条例案検討委員会の中でまとめていただいて、情報提供をいたしました。そういうことであるならば、確認でございますけれども、2号案の比較検討表の情報はどういう情報を市民の皆さんに提供したのか、確認の意味ですが、お答えをいただきたいと思っております。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。2号案の比較検討表、情報関連表につきましては、住民投票の制定検討委員会ですか、こちらの中でその内容を1項目ずつ確認をされて、それで内容を記載されたということで考えております。把握しておりますけれども、2号案についてはですね。

◆橋尾泰博 委員 どういう内容で市民に提供したのか、条件。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 住民投票広報ということで、これは各戸配布ということを選挙管理委員会の方から配布しております。

◆中西照典 委員長 橋尾委員、もう少し端的に質問してください。今、関連している質問に近い

かも知れません、ちょっと専門委員会のこの今回の条例案に際してもう少しわかり易い質問をしてください。はい、どうぞ。

◆橋尾泰博 委員 私が、今、確認したのは、市民の皆様を提供したのは2号案が本庁舎は免震工法、第2庁舎は設計時に決定をするという情報ですよね。比較検討表に書いてありました。それで、今この専門家委員会の設置についての説明資料で、現本庁舎の耐震改修及び一部増築案が実現できないことが明らかとなったと、という提案のもとにこの条例案を制定をして専門家委員会を設置するということですが、この現在位置での耐震改修及び一部増築案、これがこの2号案の条件の中で、範囲の中で実現できないというふうに執行部の皆さんは確認をしておられるのでしょうか、この点を明らかにしてください。

◆中西照典 委員長 質問内容はわかりますか。亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 これは特別委員会の委員長報告に基づいて確認はしておりますので。

◆橋尾泰博 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 特別委員会は、日本設計さんに検証を依頼したわけです。それで、本来は2号案を提案をされた計画に沿ったかたちで本当に20億円で出来るのかということでスタートしたわけですが、計画をしたかたに積算根拠を出してもらうよりは、大手の設計会社に検証をしてもらえばいいという方向になりまして日本設計さんに御依頼をした。それで、日本設計さんの方からの検証結果として実現不可能だということが出てきました。この実現不可能というのは、当初日本設計さんが土間コンを改修するのに1階の床をはずってやるから出来ないということでしたけども、いや、そんなことはないよと、技術的には十分できますよということで、地下の免震工事をやっていただきたい、それは出来ますよということになってきました。そういう紆余曲折があつて、出来てきておるわけですが、結局、地下1階部分の空調、電気この部分が一旦外に出さないといけないと、生かしながらということは解体、撤去、それから免震工法をやった後で再度設置をするということで、これが幾ら工事費がかかるかわからないというようなことがありまして、生かしながらということでは実現できませんよということになったわけです。

それで、本来は、当初は基礎免震工法でやるということの提案でありまして、それで3分の1を占めている半地下の機械室、ここを柱頭免震にすればそれだけでも工事費は安くなるんじゃないですかという提案、そういう議論をやつて来たわけですよね、条例検討会の中では。それがやっぱり生かしながらできないということで基礎免震工法になった。これは免震工法というのはいろんな工法がありますよね、ですから、別に耐震改修工事が出来るとか出来ないとかという次元の話ではない、これは技術的な問題ですから。それで、市長の提案説明、これは12月ですか、これなんかにもありました。市議会の調査委託を受けた建築設計会社からこのたび住民投票で示された内容は実現不可能と検証結果が出たという、日本設計さんから出て来たわけですよね。特別委員会は日本設計さんにしか検証を委託していない。その検証結果が出たら、それを尊重して出す。これは当然だろうと思いますけど。だから、私があえて申し上げたいのは、この現本庁舎の耐震改修及び増築案というこの2号案が、本当にこの耐震工事が出来ないのか、実現不可能と言いますと市民の皆さんが、耐震改修工事そのものがないというふうに理解されているかたが非常に多い。だけど現実にはこの2号案に規定されている耐震改修工事が出来るのか出来ないのか、そのことについて鳥取市の執行部はどのように判断をされているのかということの確認を、今、させていただいている。

◆中西照典 委員長 まず、桑田委員から、はい、お願いしましょう。

◆桑田達也 委員 橋尾委員からの質問の途中でたいへん恐縮ですが、これまで鳥取市議会はこの本特別委員会まで4次に渡って議論を長きに渡って進めて来たわけでありまして、第3次の

特別委員会におきまして、委員長報告をしてこの住民投票で示された、いわゆる2号案現本庁舎耐震改修及び一部増築案、これがこの外部委託をし、日本設計の調査報告によって実現が困難であるということが明らかになったこの過程については私たちは十分承知をしておるところだと思いますし、また今日提出をされているこの説明資料のこの文章をどう読むかということは、この特別委員会で改めてこの議論をするまでもなく、当然ながら、私たちは認識をしてここに出てきておるといふふうに思っております。そして、この質疑、本会議での質疑であるとか、提案説明に対して白紙ペースに戻すのではないとか、また先ほどスタート時点に戻る議論になるのではないかという、そういう質問があったわけでございますけれども、このことについても、特別委員会の前特別委員会の委員長報告を受けて、市民の声をより幅広く受け止めていくことが大事なんだということが報告をなされて、そしてこの方向性が委員会としても示されていないから、このたびの鳥取市庁舎整備専門家委員会の設置になったというふうに理解をしているところでございます。それで、この橋尾委員の先ほどの質問については執行部の方でまたお答えいただきたいと思っておりますけれども、私から一つ重ねてここで質問したいのは。

◆中西照典 委員長 ちょっとお待ちください。じゃあ、まず初めに橋尾委員の質問に対して執行部お答えください。亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。執行部の判断はやはりこの特別委員会の委員長報告ということが主になってくると思います。その中で検証を業務委託された特別委員会が、市議会が検証業務をするということで、議会の総意で日本設計という企業を選ばれたということはあるんですけども、これは専門的な知見の活用ということで、検証結果はそれはそれで議会として一部の企業が出したものだという判断ではないと、執行部の方が言うのは何ですけども。出た結果というものについてはそのまま、事ほどに受止めるという考え方で執行部は考えております。

◆中西照典 委員長 橋尾委員。

◆橋尾泰博 委員 亀屋局長、今、桑田氏もおっしゃったんだけど、そこ、桑田氏の言われたことも踏まえながら質問をさせていただいているのは、これからの委員会の議論を深めたいということがあってさせていただいているんですけども、何と云うのかな、私はこの3次の検証にしても、言えば条例案を検討しておるときに、先ほど出ましたけども、柱頭免震という工法では地下1階部分が生かしながら活用することができないから実現困難だとスペースがないからということで、実現不可能ということになってきたんですよ。けども、特別委員会としてはそれで出来ないということであつたら、検証することもできないし、積算することもできないじゃあないかということになったわけですよ。けども、特別委員会としては、住民投票の結果を尊重をしてこの現在地での耐震改修工事及び一部増築案を出来る方法を検討をしようということで、じゃあ工法としてどんなものがあるのですかということで、じゃあ、基礎免震工法でやったら地下1階部分の空調、電気の設備も動かさなくても出来ますよという形、そういうかたちで2号案からはみ出さない逸脱しない中での条件のもとに検証結果をして、3点セット工事費が31億で出来ますよという報告をいただいたわけですよ。

だから、そこも含めて、私は局長の方にお伺いしているのは実現できないということで、条例案を制定をして専門家委員会で協議をするということですけども、今まで議長もこの特別委員会を設置をするにあたって、今日までの議論に即した形でスピード感を上げて議論をしていきたい、そういう意味での特別委員会を作りたいとおっしゃっているわけです。ですから、耐震改修及び一部増築案という、この2号案が鳥取市として出来ない工法なのかという共通認識に立っておられるのか、そうではないのか、そこの立場をはっきりと教えていただきたいと、そこから議論のスタートだということで、あえて確認の意味で聞かせていただいておりますので、そこを明確にお答えをいただきたいと思っております。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい。ですから今までの議論の経過も含めてということで、この委員長報告の中にありますよね、この2号案は実現できないけども、2号案を実現可能にするための条件を一部変更した案、これについて示されております。こういったことも、当然議論の対象に上がってくると思います。

◆**中西照典 委員長** どうですか。それでいいですか。

◆**桑田達也 委員** はい。

◆**中西照典 委員長** 桑田委員。

◆**桑田達也 委員** 何か3次の特別委員会の続きみたいな話になっておりますけども、確認ですけども、委員会の進め方、この専門家委員会の進め方、会議の上の確認、この①のところまでこれまでの調査検討の結果や議論の経過の確認ということが示されておまして、また(3)市庁舎整備の基本的な方策及び効果、この①は論点整理を踏まえた市庁舎整備の方策検討と、括弧付けで方策は複数ということになっているわけですから、私はこの専門家委員会の設置の意味ということ、先ほど橋尾委員の方からありましたけども、第3次の特別委員会なり、またこれまでの、例えば住民投票に検討会であり、また住民投票そのものであり、これまでに議会として取り組んできた市庁舎整備そのものについてのこれまでの経過というものを専門的な立場のかたが専門的な知見によって、まず検証をするということが第1なんだろうと。これ確認ですよ、執行部の皆さん、確認ということで申し上げておりますけども、そういうことなんだろうというふうに思うわけでありませう。

ですから、執行部として、また市長として、この市庁舎整備の在り方を例えば方向付けもして、議案としてこの市庁舎整備専門家委員会に出しているということではないわけでありませうから、ここに書かれている説明資料を私たちが今この特別委員会がどのように読んで、そしてこの設置について、どのようにするのかということ委員長には図っていただき、進めていただかなければ、特別委員会のその第3次の特別委員会の議論に後戻りして、そこの内容を今また執行部の方に質問をされるというのはどうなのかなあと、その認識を改めてこの会にして問うという意味はわかりますけども、私たちはその第3次の特別委員会の内容も踏まえた上で、今、執行部の方から説明を聞いているわけですから、そこら辺のちょっと図り方、進め方を委員長にはしていただきたいと思っております。

◆**中西照典 委員長** ちょっと待ってください。それで、先ほど桑田さん、質問があるって、途中で止めましたけどそれをまずやってください。

◆**桑田達也 委員** はい。質問につきましては、この専門委員会の審議内容ですけども、委員会の進め方の④に市民への周知と。市民の意向を改めて踏まえて整備を進めていくわけですが、市民への周知、市民への情報提供について、これをどのように今後進めていこうとされるのか。それで、鳥取市にはすでにこの住民投票の際に、多くの誤った情報というものもたくさん流されたという私は認識をしておまして、そういったことも踏まえて、鳥取市には情報提供の在り方検討委員会も設置をされておりますけども、こことの、どのように情報提供の在り方検討会とのリンクと言いますか、それをどのようにしながらこの専門家委員会の検討の情報というものを市民に提供しようとするのか、これをお聞かせ願いたいと。

◆**中西照典 委員長** 亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** はい。この市庁舎問題につきましては、市民の皆さまに関心を持っていただくことが民意の把握という意味でも重要なことだと考えております。そこで、専門家委員会の議論の状況、こういったものも広く市民の皆さんに、途中経過でございますけども、伝わるように今回予算要求させていただきましたけども、テレビ放送、これを各回ごとにやっていこうじゃないかということも考えております。それから、あらゆる手段、新聞、広告、チラシ等でございますけども、こういったものもタイムリーに議論がまとまる段階で市民の皆さんに

提供していくということで、あらゆる手段を持ちまして情報発信をしていきたいということを考えております。まず、この庁舎整備について市民の皆さんにこの動きを把握していただくということがまず第一だと思っております。

◆中西照典 委員長 桑田委員。

◆桑田達也 委員 テレビ中継も入り、市民の皆さんにもびよんびよんで知っていただくと、御覧いただくということなんですけども、3次の特別委員会におきましては、本会議場でテレビも入りですね、中継されておられましたけども、この専門家委員会の開催場所につきましては、どこで開かれるのか、教えてください。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。市役所庁内におきましては、議場がテレビ中継できる機材がもう既に設置してあります。ただし、今回の専門家委員会につきましてはそこは使いません。庁舎を使いませんで、庁外の市内施設、これを利用していただいて、そこで収録をしていこうということを考えています。それは公開を原則にしておりますので、人が集まりやすいところを選んでですけども、場所は何箇所か予定しておりますけども、例えばパレットを利用するか、それから市民会館のホールを使わせていただくとか、そういうかたちでその都度対応していきたいと思っております。

◆中西照典 委員長 はい、下村委員。

◆下村佳弘 委員 はい。今、本会議の方でもかなり質疑がありました。そして総務にもかなりたくさん質疑があったということで聞いておりますし、今もかなり深いところなり、掘り下げた質疑もあったというふうに思います。この条例の必要性だとか、あるいはどういう意見集約を図るか、あるいは周知の方法、こういうものも話し合ってきたわけですけども、この委員会が、どういうふうにしなさいというような方向性を決定するような委員会ではなくて、住民投票等の中身も含めながら話し合う委員会というふうに思っております。まさに今、そのボールを執行部の中に執行部の方にあるボールをどう投げ返していただけるのかということ話し合う、そういった委員会であるというふうに思っておりますので、方向性としては間違っていないと私としては思っております。その中で、やっぱり御心配されるようなことは私にもわかるんですけども、例えば先ほど橋尾委員からありましたような有識者ですね、これやはり有識者のかたが偏ってしまって、それで公平に話し合いがしてないんじゃないかとか、あるいはコンサルには入ってもらおうということでプロポーザルをかけるということなんですけども、このコンサルがどうなんだと、どういった基準で選ばれるかというようなことをやっぱり心配されるかたもあると思うんですね。

そういうようなことで、どういった分野から何人の有識者を選ぶというようなことが、今先ほどあったんですけど、これをはっきりしていただきたいということと、きちんと偏っていない人選をしていただきたいということ、それからこのコンサルにも入っていただくということで、この専門委員会にも入っていただくということですよ。その中でどういった基準を持ってこのコンサルを選んでいくのか、これをお聞きしたいというふうに思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほど専門家委員会の候補者についてお問い合わせがありました。いわゆる活動内容で、先ほど分野別に説明させていただきましたけども、もう少し具体的にということで、先ほどありました防災関係ですけども、地域防災それから行政評価、それから建築、こういったところには大学の先生をお願いしたい。こういうかたちで考えております。それからやはり行政のOBと、行政経験があるOBのかた、それから子育て、バリアフリー等福祉関係につきましては、女性の見地、それからもう1つ防災という関係から、女性の消防団のかたというようなかたちで考えておりますし、福祉バリアフリー関係につきましては身

体障害者協会、こういったところの役職のかたを考えております。それから、まちづくりにつきましては、青年団体それから商工団体というところからお願いするというかたちで考えております。いずれのかたも市内に在住されるかたで考えております。

◆中西照典 委員長 コンサルについての質問もありましたね。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 コンサルタントの委託につきましては、この専門家委員会の調査審議にあたりまして、この資料作成なり、先ほどありました論点整理・方策、これを作成するための支援にあたるものですが、業者の選定にあたりましては同種業務の実績、これをもとに要件を整理していきたいと思っております。具体的にはいろいろ条件がございますけども、やはり実績重視ということをまず資格要件に加えていきたいと考えております。

◆中西照典 委員長 はい、じゃ、有松委員。

◆有松数紀 委員 先ほど来の皆さんの意見なりを聞かせていただく中で、私の1つの考え方と言いますか、この特別委員会での方向という部分で少しお話をさせていただこうと思っておりますけど、この特別委員会の立ち上げの目的は、先ほどの話の中でもありましたけども、昨年の12月、橋尾委員長からの最終報告を受けて執行部がそれを踏まえた中で、新たな部分として専門家委員会の中で機能あるいは役割を決定するんだということで、執行部の思惑を持ってその委員会の検討を進めていくのではないということで、私はそれ以上この委員会の中で、今の時点で踏み込む必要はないんだと。挙がってくる案に対して議会が独自の立場で、その部分が本当に庁舎の在り方について適当かどうかということ審査すればいいというふうに思っておりますので、入口論で止めるべきではないというふうに考えております。

ですから、そういった部分では、広くこれからそれこそ迅速な対応の中で提案なりが出てくるというふうに思いますから、その部分を見守りながら、この委員会でも情報を共有しながら、併せて検討していけばいいというふうに思っておるところであります。

そこで1点だけちょっと聞かせていただければ。3番目、(3)番目の市庁舎整備の基本的な方策及び効果についてということで、再三方策については複数挙がってくる場合もあるというふうにお話をいただいております。その検討の中の方向としては、椋田委員の方からの質問の中で出てきましたけども、基本方針あるいは基本計画にまたがったような部分で複数挙がるであろうと。これは、執行部としては今どのようなものが挙がってくるという予測はないというふうに思いますけども、例えばですけど、例えばという話をして恐縮なんですけども、機能とか役割を考えるにあたっては当然この現在地の中での在り方という部分もあるでしょうけども、この現在地の中だけでは機能が果たせないというような案もひょっとしたら出てくるのかなという思いがしますけども、この方策の複数の出方という部分に関しては、例えば機能、箇条書きに挙げたようなものだけが挙がってくるのか、あるいは建物のイメージのようなものも踏まえた、合わせたような方策が挙がってくるのか、あるいはこの場所も含めたようなものが挙がってくるのか、こちら辺の思いというのは執行部としてはどうですか。何が挙がるという話は今しておられないと思っておりますけども、そういった方策も我々に示していただくかたちとしては、こういったかたちになるのかというのが、私もちょっとどうなのかなという思いでおりますので、そういったもののイメージ、例えばのものがあればお示しをいただければというふうに思います。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。なかなかそこはお示し、今現在ではできませんけども、とにかく出たものは市民が見てわかりやすいというレベルのものじゃないと案として示せれないと思うんですよ。ですから例えば、例えばですけども、イメージでこういうかたちのものがこういうところにできますというレベルまで示さないと、案として成り立たないんじゃないかなと考えております。

- ◆中西照典 委員長 はい、有松委員。
- ◆有松数紀 委員 あくまでもイメージということですけども、そういったことであれば、例えばこういった機能を持たせているこれぐらいの規模の建物、あるいは場所に関してもという部分がある程度イメージを市民のかたができるような中での複数の案が出る可能性があるということでもよろしいですか。
- ◆中西照典 委員長 亀屋局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 基本的にはもう先ほどから申しましたように、専門家委員会の中にその方法、内容、方策についても議論していただくということを考えておりますので、うちの方はあらかじめこういうイメージで、みたいなことはちょっと、それはもう全くなしでということを考えております。
- ◆有松数紀 委員 はい、いいです。
- ◆中西照典 委員長 それぞれありますけども、これからはこの委員会の設置についてちょっとしてください。時間のやはりある程度限られていますんで、また、そもそも論とかそういうことにならないようにお願いします。じゃ、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 はい。重ねて聞くことになるとは思いますが、先ほど第3次の特別委員会の最終報告に基づいて、専門家委員会を立ち上げられるんじゃないかというような発言があったわけですが、その第3次の最終報告に基づいてやるとすればですよ、住民投票の結果を尊重しということがちゃんと報告されているわけですね。それでこの住民投票の結果というものは現本庁舎の耐震改修及び一部増築、これが結果なわけですよ。それでこれに基づいて現在地で耐震改修でやっていくと、これは私は特別委員会で確認をさせていただきました。であるならば、今回の専門家委員会というものは、あくまでもこの場所でどうやって耐震改修していったらいいのかなというのを、いろんな専門家のかたの知恵を借りてやっていく、それなら話は当然わかるんです。だけど、そういったことがはっきりと謳われてないと言いますかね、はっきりとその執行部が明言できない、それはなぜなのかというところが、私は本当に引っかかっているんですけども、やはり重ねて聞きますが、何でもありという、何が出てくるかわからないよという理解でよろしいんですね。
- ◆中西照典 委員長 重ねての質問のようです。確認の意味で、はい。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほど申しましたとおり専門家委員会の中ではその制限は持たせておりませんので、これまでの調査検討の結果、議論経過、こういったものをすべて、だから3次まで、1次から3次までの議会の特別委員会の議論もございました。そういったことを踏まえた上で、本来あるべき庁舎の姿というものを打ち出させていただくということで、専門家委員会のかたには検討していただくことになると思います。
- ◆中西照典 委員長 じゃ、はい、どうぞ、棕田委員。
- ◆棕田昇一 委員 まず、最初にちょっと執行部に確認ですが、先ほど総務企画委員会でそもそもその住民投票にかけられたものは何だったのかということの議論に関わって、亀屋局長の方からその2号案、1号案もですけど、2号案は耐震改修及び一部増築という条文にある文言だけではなくて、関連情報の中身も含めてこれで住民投票に向かわれたと認識していると、こう説明と言いますか、答弁があったわけでありましたが、それで間違いありませんか。
- ◆中西照典 委員長 亀屋局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほど答弁したとおりであります。
- ◆中西照典 委員長 はい、棕田委員。
- ◆棕田昇一 委員 では、それは確認をしておきたいと思えます、私もそのように思っております。関連情報以外のものは住民投票で市民に何ら条件を示してないしですね、それを基に住民投票は行われたものではないとこういうふうに思っております。そこで、先ほどの。

◆中西照典 委員長 すいません。最後の質問ずつにしてください。はい、どうぞ。

◆椋田昇一 委員 そこで、やはり先ほどのその総務の委員会でも、総務の委員会のメンバーの中でも、前特別委員会の委員でありました上紙議員、それから上田議員ですね、こういうふうにおっしゃっておられたと思いますね。私は、同じ意見ですので少し紹介しながら私の意見の表明ということにしたいと思いますが、検討委員会ではその実現不可能ということ、検討委員会は実現不可能ということだけではなくたんですよと、工夫、改善すればできるとこういうこともあったんですよと。しかし、さらに執行部案、今回のこの条例案、あるいは予算案ですね、そこにある執行部の案では住民投票の否定に見えると。住民投票を踏まえたここでのプランを検討するということならわかるが、ゼロからの検討ではいかんと、こういうふうに言われていました。それで、それは単に1委員、2委員が言われただけではなくて、あるいは単に私もそう思うというだけではなくてね、やっぱりそういうその疑念が払えないと言いますか、そういう要素を含んだ提案だというふうを受け止めざるを得ないままになっているんだというふうに思うんです。

従って、住民投票の結果を踏まえて、あるいは住民投票を尊重してという、これ議会の先ほど有松委員もおっしゃられたと思いますが、議会の立場、基本的立場はそうでありますから、ということであるとするならば、やはりその今回の執行部の提案では少なくともその中身が見えない、あるいはむしろゼロからの検討だというふうを受け止めざるを得ない内容があると、こういうふうにはやはり思うわけですが、執行部の考え方、この特別委員会は特別委員会での執行部の答弁、説明として、その点についていかが考えられるか、御答弁いただきたいと思えます。

◆中西照典 委員長 それは、先ほどの総務企画でも話されたことでしょうか、どうぞ、はい。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。

◆中西照典 委員長 亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。先ほどからも申し上げておりますように、全くゼロから出発ということではない、あくまでもこれまでの調査検討の結果、議論の経過、これは先ほどから言いましたように1次から3次まで特別委員会があったわけですから、この議論されたものをベースに当然この検討委員会の中では議論を進めていくと。その上で新たな要素、どういうもので機能なり、役割というものを確認していくと、そこを論点整理していくという考え方です。

◆中西照典 委員長 それはこれ以上しても、ちょっとその質問については別の観点からの質問ちょっとくださいな。椋田委員、これで足りませうという、同じことの繰り返しはだめですから、はい、じゃ、最後ですよ、最後。

◆椋田昇一 委員 ですから、この提案にある庁舎のその機能だとか役割ということについては、やっぱりこれまでも、これまで議論されているんじゃないか。当然、そういうことを議論してきたから、それを踏まえて1つの考えは新築移転という考えだったんでしょうね、1つは現在地での耐震改修という考えだったんでしょうね、いろんな考えはあったんだと思うんですよ。それをまた今、お金と時間を要して繰り返すということについてはいかがなものかというのが、私のその疑問と言いますか、考えと言いますか、なんです、その点についてはいかがでしょう。

◆中西照典 委員長 いいですか。今の点も本会議の質疑でありましたから簡潔に答えてください。はい。はい、亀屋局長。

○亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。ですから、今まで議論した経過についてはそれを参考にしてその上で議論していくわけですから、新たな要素として先ほど言われました、例えば2号案につきまして耐震改修案についてその市民サービス、まちづくりの観点からその耐震改修案が出て

きたということになれば、具体的にその全体、本来の在り方としての議論というのは機能や役割については出されておられませんので、ですから、個別にその辺に対しての住民投票前で言いますと、その移転新築案についてはこういった機能も含めて庁舎というものをこういうかたちでということで示しておりますけども、2号議案である耐震改修案については建設費を中心に議論を展開しておりますので、そういったものの機能的な面、こういったものはその時点では出されておられません。ですから、トータル的に今回改めてこういったものは本来必要ですよ、その中で改修できるのか、新築できるのか、そういったことをたぶん専門家委員会の中では議論していただくというかたちになりますので、全体としてどう庁舎を整備していくのかという視点に立って議論を専門家委員会の中ではしていただくというのが主です。ですから、こういったものを作るからこれに向かって議論してくださいよ、どう完成したらいいのかな、それを議論してくださいよという進行でやっていくつもりはございませんので。

◆**棕田昇一 委員** 委員長、一言最後ですけど。

◆**中西照典 委員長** 質問、質問ですか。はい。

◆**棕田昇一 委員** ですから新築移転というときには、それらについての検討をしたと。だけど、その現在地での耐震改修を基本とするということについては、そこまでの議論ができてないからね、ですから住民投票の結果を踏まえて、踏まえてそういうことを検討するというこの専門家委員会であれば、我々も諒とできるんだが、その点がいかがなものかということなんですよ。

◆**中西照典 委員長** はい、亀屋局長。

○**亀屋愛樹 庁舎整備局長** その点につきましては、先ほどから言っておりますように第2号議案というものは実現不可能だったということは出ているんです。その特別委員会の中で。そこで、方向性をその特別委員会に、じゃあ、これに対して変更をかけて取り組みましょうという結論で、特別委員会が方向づけを出されておれば、そういうかたちで議論はこちらの方で展開していくと思うんですが、方向についてはそれ以後は示されてはいない。案として、検証結果としては耐震改修に近いものとして検証すればこういうかたちもできると。じゃ、これをじゃ特別委員会としてよしとしていくんですかということころまではなされてないと思うんですよ。ですから、そこまで繰り返って、執行部の方はこれから専門家委員会の中で、そのことも含めて総合的に議論していただくということで考えております。

◆**中西照典 委員長** 今までの質問、あるいは答弁を聞いていますとだいたい同じような繰り返しになっております。それで、委員長としての提案ですが、ここで質疑を終結したいと思いますけど、皆さんどうですか。

◆**橋尾泰博 委員** 1点。

◆**中西照典 委員長** それは質問ですか。

◆**橋尾泰博 委員** 質問が1点と。

◆**中西照典 委員長** じゃ、はい。じゃ、最後です、これを最後とします。はい。

◆**橋尾泰博 委員** 我々、特別委員会も、市の執行部もこの市庁舎問題はこれだけ市民にも大変関心ごとであるし、鳥取市にとっても大変に重要であるから、やはり少しでもいいかたちで収めようという目的は1つですよ。それで、今回の条例案の制定についても、やはり我々としてもやはりいい方向に持っていきたいから、やはり執行部からしっかりとした提案をしていただきたい、それがその思いでこうやって質疑をたっているわけですよ。それで、今日もずっとこう議論をやってきたんですが、やはり未だにね、やっぱりもう少し腹入れができない。それで1つ確認ですよ、こんなばかなことを質問する私もどうかと思うけども、ゼロにするのか、ゼロじゃない、白紙じゃないよというような言葉が出てくるんだけど、1つ確認させてください。もし市立病院跡地に新築移転という意見が出る可能性ってありますか。

◆**中西照典 委員長** ちょっとその質問は、いや、たぶん答えられない質問ですんで、ちょっとそ

れを答えればいいんだけど、できますか。

- ◆橋尾泰博 委員 できんならできんで。
- ◆中西照典 委員長 じゃ、はい、亀屋局長。
- 亀屋愛樹 庁舎整備局長 はい。それについてはわかりません。
- ◆中西照典 委員長 はい。じゃ、最後ですよ。はい。
- ◆橋尾泰博 委員 審議も、時間も長くなってきたんでちょっと私の意見を申し上げたいと思います。
- ◆中西照典 委員長 意見だったら次に討論に入りますので、討論のところで意見を言ってください。では、これで質疑を終結します。次に討論に入ります。討論のあるかた。

議案第2号鳥取市庁舎整備専門家委員会条例の制定について（討論）

- ◆橋尾泰博 委員 はい。
- ◆中西照典 委員長 はい、橋尾委員。
- ◆橋尾泰博 委員 今日も議論を深めてまいりましたけれども、執行部の説明を聞かせていただいて納得できない部分が多々ございます。具体的に申し上げますと、専門家委員8名ということでございますけれども、その専門家委員の。
- ◆中西照典 委員長 橋尾委員、まず討論はどちらかを初めに言ってください。
- ◆橋尾泰博 委員 はい、立場を鮮明にいたします。
- ◆中西照典 委員長 はい。
- ◆橋尾泰博 委員 今回の条例制定については、反対の立場で意見を申し上げたいと思います。具体的に申し上げますと委員構成8名の委員メンバーがどういう専門分野で、どういうかたにお願いするかということが明らかでございません。それからコンサルタントを本当に委託するのがいいのかどうなのか、やはりここの議論も大きく分かれると思いますし、債務負担行為の資料をいただいた折に、事業の内容については市民の意見集約業務の支援と、それから今後の取り組みについては4月、5月で市民の意見集約というような資料をいただいていたわけですが、今日も会議運営の確認の④で桑田委員もおっしゃいましたけれども、市民への周知、意向の反映と、こういう文言が出てまいりました。今日の質疑の中でもかなりこの点はやり合ったわけですが、この市民への周知意向の反映ということはやはり専門家委員会でも議論したことを市民の皆さんにお伝えをするということで、本当に住民投票という最終の市民判断をいただいた上の中で、本当にこの意見集約というのが本当に実現可能なのかどうか、これも委員の皆さんで御協議をいただくというお話でございましたけれども、この辺の方向性が明らかでない、非常に難しい問題であるというふうに理解をいたしております。そういうなんやかんやございまして、まだまだ申し上げたいことはありますけれども、私はこの条例制定について、やはり執行部内部での議論がまだきちんと詰まっていないというふうに思います。言えばこの議会取り下げをいただいて次の議会にでも改めて提案をしていただくように私は申し述べたいと思います。以上です。
- ◆中西照典 委員長 はい、他に。はい、伊藤委員。
- ◆伊藤幾子 委員 私はこの条例については反対の立場で討論をいたします。いろいろ説明を聞かせていただきましたが、やはりこの専門家委員会の立場ですね、その立場があまりにも曖昧すぎる。しかも、特別委員会の報告としてはあくまでも住民投票の結果を尊重していくということが報告されているわけですし、それで言えばここの場所でどうやって耐震改修をやっていくのかと、そのことをしっかりと執行部も明言していただきたいと私は思います。このような状態で、曖昧なまま専門家委員会を作られますと余計に市民は混乱してしまうと思います。テレビ中継をされるからなおさらです。一体住民投票はなんだったのかと、この住民投票というこ

のこと、この事実ですね、これを私はしっかりと踏まえてやっていただきたいという意味で、この専門家委員会の条例については反対いたします。

◆中西照典 委員長 その他、有松委員。

◆有松数紀 委員 私は賛成の立場で討論をいたします。まず、この庁舎整備専門家委員会という立ち上げの中で目的あるいはそういった部分をお聞きした中では、あくまでも執行部としては橋尾委員長の12月の最終報告を受けた、そのものを受けた中で専門委員会の中で自由な専門的な立場を踏まえて議論をいただくということでもありますので、その中での成果がどういったものが挙がるかというのは我々はまだわかりません。その部分に関して、先ほど来、意見が出ておるように1つの方向だけということを示す必要はないというふうに思います。事実2号議案不可能、実現不可能だったということを受けて、それ以上の我々委員会の、議会としては執行部になんら方向を示したものではありませんので、そういった議論を踏まえて検討いただくということで、私はこの内容で専門家委員会を立ち上げるということに十分賛成いたします。以上です。

◆中西照典 委員長 はい、その他。はい、桑田委員。

◆桑田達也 委員 はい。私は賛成の立場で討論させていただきたいと思いますが、まずこの庁舎整備のこの市議会の特別委員会、失礼しました。これについては各会派の代表者会において、この庁舎整備専門家委員会が設置されるにあたって、市議会としての特別委員会設置ということが代表者会で認められているということが前提にあるわけであります。ですから、まずそういう代表者会の決定、各会派の代表者会の決定を踏まえて、この特別委員会が設置をされているということ。それから先ほどの質疑にもありましたけども、今この喫緊の課題ということが第3次の特別委員会で委員長報告の中で示されている中で、この専門委員会がそういうこのこれまでの経過を踏まえて検証を行っていく経過の確認を行っていくということがまず大前提にあるということ。こういったことを私たちのこの特別委員会で確認しなければならないし、市民の大きな期待でもあり、また関心事でもあるこの庁舎の整備について、この特別委員会の私たちがこの執行部の提案について初めからこの疑念ありきで議論をすることはいかなものかなというふうに思います。

それから8名のメンバーが明らかでないということが出ましたけども、これについては先ほど整備局長の方から防災や行政評価の大学関係者であるとか、行政OBであるとか、またこの女性、身障者協会のかたであるとか、さまざまなかたがメンバーとして加わるのだということは明らかにされました。また、コンサルが必要かどうかということにつきましても、先ほど来、議論がありましたけども、基本計画なり方針、次のステップへ移るために当然私は必要だというふうに思っていますし、また周知意向の反映ということについては、これはこれまでの特別委員会もそうでしたが、あらゆる方法を使ってこの市民に周知を図っていく。これは情報の在り方専門委員会でも検討されることでもあるし、これまで議会としても何度も市民周知についての在り方は議論をしてきたところでもありますので、これについても私はなんら問題はないし、そのとおりに進めていただければいいというふうに思います。それから市民の集約が可能なのかどうかということをもまさにこの専門家委員会で議論するわけですから、今ここで不可能なんじゃないかというようなことを私たちが結論づけることは、それこそ市民の皆さんにとってこれはこの誤った方向というか、不確かな方向をこの特別委員会で示すことになりますから、これは専門家委員会できちっと議論をしていただければよろしいというふうに思います。

また、専門家委員会の立場が曖昧だということがありましたけども、住民投票の結果をまさにこの鮮明にしていくそのためにもこの専門家委員会で、この調査検討の結果、議論の経過これらを確認をして住民投票とは一体なんだったんだということも、この専門委員会で議論されるわけですから、それを私たちが真摯に受け止めていけばいいのではないかと、またそれを私

たちが報告を受ける、そしてチェックをしていく。それがこの特別委員会だと思いますから、専門家委員会の否定をするということは私たち自身が設置をしたこの特別委員会そのものの否定にもつながっていく、そのように私は思いますので、専門家委員会の設置について私は賛成をいたします。

◆中西照典 委員長 寺坂委員。

◆寺坂寛夫 委員 はい。私も賛成の立場で討論いたします。2号案、これいろいろありまして、住民投票はなんだったんかなということがありました。それは今の段階で逆になんだったんだと、40何億かかるじゃないかと、そういうことがありますので、非常にそれには専門的な立場、建築的な立場しかないということがございます。周辺のまちづくりのこともございます。鳥取市も百年の経緯もありますし、駐車場対策、駐車場も全然取れない、周辺の渋滞対策、市民会館もあり、将来の建て替えの問題、あらゆる点のいろいろ問題もあります。ただ、やはり客観的なあらゆる専門の分野から見て鳥取市のまちづくりはこうなっていかなければならない、こういう案が非常に重要視すると思います。それを我々もこの委員会で専門的委員会の議論をみながら、お互いに協力しながら、その内容みながらそれを我々の責務なんですこの問題は。ですから賛成の立場でやるべきだと思います。

◆中西照典 委員長 椋田委員。

◆椋田昇一 委員 私は反対であります。まず、この特別委員会の設置のことが先ほどの討論の中でも出てきておりますが、代表者会議だけではなくて、この間15日の議会運営委員会で、この特別委員会の設置目的について、当時の橋尾委員の方から問われた中で、湯口議長は前特別委員会報告にある住民投票の結果を踏まえるということと、市民の意見を聞くということ踏まえて、今後の方向を定めていくというのがこの特別委員会の目的だと、こういうふうに明確に議会運営委員会でおっしゃっています。それで、そういう意味で言いますと、私たちの反対意見は何もそれに反するものではないと、むしろ前特別委員会における検証結果も耐震改修を基本とした庁舎整備ができないというふうにしたものではないと。これははっきりしております。そういう意味で住民投票の結果を尊重する、つまり現在地での耐震改修を基本とする庁舎整備を行っていくと、そういうその前提と言いますか、土台の上に専門家の考えやあるいは市民の意見を汲み上げていくということについては私は大事だと思いますけれど、執行部の今日の議案提案、その説明については質疑等々をしてもそういうふうにはとても理解できないものである。それについては賛成できないと反対であるということでもあります。以上です。

◆下村佳弘 委員 はい。

◆中西照典 委員長 はい、下村委員。

◆下村佳弘 委員 では、皆さんが言われたので簡単に言わせていただきます。賛成の立場で討論したいと思うんですけど、委員会では方向性の議論をどういうふうにするというような、そういうものを話をするのではないということですし、議会の特別委員会、3次までの。それから庁舎内の委員会あるいは住民投票等の経過を踏まえてお話し合いをするということですので、これをなくしてやるということとはできない。当然これは妥当なことだというふうに思いますし、市民の意見集約等も専門委員会の中できちんと話し合ってもらえるということとございます。その中で、私たち本当にボールをどう投げ返すかということを中心に話し合っただけというふうに思いますし、そういう場所であると思いますので、非常に必要なことであるということであり、賛成ということをしていただきたいと思いますというふうに思います。

議案第2号鳥取市庁舎整備専門家委員会条例の制定について（採決）

◆中西照典 委員長 はい。では委員の皆さま討論していただきました。討論を終結します。それではこれより議案第2号鳥取市庁舎整備専門家委員会条例の制定について採決します。本案に

賛成のかたは挙手願います。

挙手多数

- ◆**中西照典 委員長** 挙手多数と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。それではこれで市庁舎整備に関する調査特別委員会を閉会いたします。

午後 3 時 40 分 閉会